

公示番号：170631

国名：ベトナム

担当部署：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（サイバーセキュリティ技術）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：サイバーセキュリティ技術
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月中旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	14日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報  
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))  
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月26日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	サイバーセキュリティに係る各種調査
対象国／類似地域	ベトナム／全世界
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし
- (3) 資格等：本業務については、以下の資格・経験を有することを望ましい。
  - ・ サイバーセキュリティ（例：インシデントハンドリング、フォレンジック）の実務経験
  - ・ サイバーセキュリティ系資格（例：CISSP、CEH、CCNP Security、情報セキュリティマネジメント）の保持者
  - ・ 途上国における IT 関連の業務経験（人材育成含む）を有すること

## 6. 業務の背景

サイバーセキュリティを取り巻く環境は、世界的に急速に変化している。サイバーセキュリティのリスクが甚大化、拡散し、グローバルレベルのものとなっている。多くの国において、国家や重要インフラ（交通、エネルギー、医療、ファイナンス等）に対する「サイバー攻撃」が現実のものとなり、サイバーセキュリティの確保は途上国のみならずあらゆる国・地域において国家的課題となっている。

ベトナムでは、IT 技術開発や利活用について、政府、組織、個人が有する権利と責務を規定する「国家 IT 法」、及び、インターネット上の情報セキュリティ確保のための政令や省令が 2007 年に制定された。2010 年には情報セキュリティに関する刑法が改正され、DDos 攻撃、ウイルスの意図的拡散、オンライン詐欺等の具体的な内容と罰則が規定されるなど、国家として情報セキュリティに注力している。サイバーセキュリティに係る国家戦略・関連法案は制定されており、例えば、情報セキュリティ普及促進に関する決定（Decision893）では、2020 年までのサイバーセキュリティの普及促進に関する目標値や広報活動について規定され、情報セキュリティ人材育成に関する決定（Decision99）では、2020 年までの情報セキュリティ分野における人材育成計画が規定されている。このように、法整備制度において一定の進捗はみられているものの、具体的なセキュリティ関連のガイドラインが未制定である。また、政府機関のサイバーセキュリティ能力向上を担うベトナム情報通信省傘下の the Authority of Information Security (AIS) の能力不足、国内組織間連携は十分な役割整理、効果的な情報交換がなされておらず、さらには政府機関におけるセキュリティ技術者の不足等が課題となっている。

このような状況の下、ベトナム情報通信省より、「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」実施の要請がなされた。要請された内容は、政府サイバーセキュリティ人材の能力向上、政府情報ネットワークをサイバー攻撃（例：分散型サービス拒否攻撃）から守る機材・技術の供与、サイバーセキュリティ啓発活動などとなっている。

JICA は同プロジェクトの詳細計画策定のため、調査団を 2 回に分けて派遣する予定である。今回募集のコンサルタントは、調査団（第 2 グループ）に、サイバーセキュリティ技術団員として参団する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団（第 2 グループ）における他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2017 年 10 月中旬～10 月下旬）

- ①要請背景・内容を把握（例：要請書、案件概要表、ASEAN 諸国における情報セキュリティ情報収集・確認調査報告書）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、調査団（第 1 グループ）による現地調査の結果を踏まえて、必要に応じ、ベトナム側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②ベトナムのサイバーセキュリティの現状、ベトナムで調達可能なサイバーセキュリティ関連商用トレーニングコース<sup>1</sup>（例：EC-Council、(ISC)<sup>2</sup>、SANS、CISCO）について、国内で入手可能な情報を収集、分析する。
- ③情報セキュリティ人材スキルマップ<sup>2</sup>である NPO 日本ネットワークセキュリティ協会の Sec Bok、アメリカ国立標準技術研究所のサイバーセキュリティフレームワーク（National Initiative for Cybersecurity Education（NICE）Cybersecurity Workforce Framework）を入手し、研修計画案を検討する際にスキルマップ上のどこに位置づけられるかを把握するために、内容を理解する。  
Sec Bok: <http://www.jnsa.org/result/2016/skillmap/>  
NICE Cybersecurity Workforce Framework:  
<https://www.nist.gov/itl/applied-cybersecurity/nice/resources/nice-cybersecurity-workforce-framework>
- ④調査団員（第 1 グループ）より、ベトナム側が希望する育成人材像や研修回数・期間・対象者にかかる情報を入手し、上記スキルマップ上における役割・技術分野に対応付ける。その上でプロジェクト期間中に実施する研修計画案（英文）を作成する。研修計画案の書式は本業務従事者が定めるものとするが、同書式には、研修日数、対象者、到達目標、概要、スキルマップとのマッピング情報、想定される研修講師供給元（ベトナム国内、本邦、第三国）を含むものとする。
- ⑤調査団員（第 1 グループ）より、プロジェクトで供与する可能性のあるサイバーセキュリティ機材の利用目的に関する情報を入手し、候補となる IT ベンダー、機種等について、国内で入手可能な情報を収集する。
- ⑥研修計画案、及び機材に関する情報を、JICA 本部関係者に説明し、了承を得る。
- ⑦プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（和文・英文）、PO（Plan of

<sup>1</sup> 商用トレーニングコースとは、特定の技術分野に関する研修コースのことである。設定された費用を支払うことで、パッケージ化された研修を受けることができる。

<sup>2</sup> 情報セキュリティ人材スキルマップとは、情報セキュリティに関する業務に携わる人材が身につけるべき知識とスキルを体系的に整理した一覧表のことである。情報セキュリティ責任者、インシデントマネージャ、IT システム部門などの役割を担う人材に必要な技術分野（ネットワークセキュリティ、データベースなど）を特定することができる。

- Operations) 案 (和文・英文) の担当分野関連部分を検討する。  
⑧対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 10 月下旬～11 月中旬)

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 研修計画案について、ベトナム側と協議し、各研修の到達目標、内容等に関して必要であれば修正を加え、合意を得る。また、可能な範囲で研修参加予定機関の関係者へのインタビューを行い、現在のスキルレベルを把握し、研修計画案に反映する。
  - イ) 研修計画案に含まれる研修のうち、ベトナム国内の技術者を活用することで実施可能な研修内容/コース等について、関連情報を収集する。
  - ウ) 供与の可能性がある機材の利用目的、導入場所、活用に必要な人材スキル等についてベトナム側と協議し、明確にする。その際、機材活用のための研修が必要な場合は、研修計画案に反映する。さらに、これら機材について、現地調達の可能性を調査し、可能な範囲で、仕様、価格、納期等の基本的な情報を収集する。担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
- ④ ベトナム関係者との協議で合意された内容につき、R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案のとりまとめに協力する。
- ⑤担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 11 月下旬)

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) (和文) を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文 2 部)  
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ①現地業務日程

現地業務期間は2017年10月29日～2017年11月11日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) サイバーセキュリティ (本コンサルタント)

エ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム (TEL:03-5226-3196) にて貸与します。

- ・「ベトナム社会主義共和国 サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」要請書 (写)
- ・「ベトナム社会主義共和国 サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認調査 ファイナルレポート」

また、本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとしします。)

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上